



友好国へレーダー供与 無償支援「非軍事のみ」から転換 新枠組み、中国にらみ外交手段に幅

2022/12/27 19:00 | 日本経済新聞 電子版

政府は途上国への無償支援を巡り、相手国の軍が使用するインフラの補修や沿岸を監視するレーダーの供与を始める調整に入った。「非軍事」を原則とする政府開発援助（ODA）に限ってきた政府方針を転換する。対外支援に力を注ぐ中国を意識し、外交手段の幅を広げる。

途上国支援の枠組みを広げる

名称	分野	方針
 ODA	インフラ整備など非軍事限定	大綱を改定し増額目指す
 新設 安保能力強化支援	協力国の軍などが対象	23年に第1号。段階的に拡大

日本は戦後、経済力を背景に「非軍事」分野の途上国支援に多額の資金を投じてきた。一段と厳しくなる安全保障環境を踏まえ、軍に関わる分野での協力を含む「安全保障能力強化支援」の枠組みを新たに設ける。

2023年度予算案に20億円を盛り込んだ。23年中に第1号案件をまとめ、数年かけて段階的に予算を増やす。

運用方針を定めて具体的な相手国の選定作業に入る。対象は「日本の安全保障にとって協力の意義がある友好国の軍」とする。協力案件として軍民共用の空港や港湾、軍の病院などの補修、整備が候補にあがる。

これまでのODAは原則として民間が所有するインフラに限り、軍が関与する案件は除外してきた。軍用の施設のニーズが根強い東南アジアなどでは広域経済圏構想「一帯一路」を掲げる中国が支援で先行する例が目立っていた。

法の支配に基づく平和・安全の確保に役立つ機材の提供も進める。軍などが沿岸を監視するレーダーやデータを解析する設備を供与し、各国の領海や領空の警戒監視の能力を引き上げる。テロ対策向けの防弾車といった装備品も想定する。

①災害対処などの人道目的の活動②国連平和維持活動（PKO）——に必要な機材も認める。

国際紛争などに活用されないための方策を設ける。不正に使われないか、目的外使用の防止を義務付ける。第三国に移転する場合には日本に事前同意を得なければいけない仕組みとする。すべての案件を閣議決定事項と定め厳格に管理する。

政府が方針を転換する背景には防衛力だけでなく外交力も同時に底上げする狙いがある。

このほど決定した国家安保戦略ではまず外交により危機を未然に防ぐ国際環境を創出すると明記した。中国は10年に日本を国内総生産（GDP）で抜き、外交上の経済支援でも途上国への影響力を増しているためだ。

米国はかつての「世界の警察」の地位にはない。日本はアジアでのパワーバランスが中国に傾きすぎないように外交手段を整える。「Quad（クアッド）」参加国のオーストラリアとインドに加え、東南アジア諸国連合などとの関係強化が重要になる。



「開発協力大綱」改定へ林外相（中央右）に報告書を手渡す有識者懇談会の中西寛・京大大学院教授（同左）ら（9日、外務省）=共同

非軍事のODAも充実させる。外務省は23年前半にODAの指針である「開発協力大綱」を改定する。対国民総所得（GNI）比0.7%の国際目標に達する水準への拡大を求める。

日本は1990年代に世界最大のODA供与国だった。2021年の援助額の実績では米国とドイツに次ぐ世界3位にとどまった。

政府・与党、統一地方選後にも移転三原則の緩和策

政府・与党は2023年4月の統一地方選後に海外への防衛装備品輸出のルールを定める「防衛装備移転三原則」の緩和策をまとめる方針だ。途上国への安全保障支援の枠組みと組み合わせ、無償支援から売却まで選択肢を広げる。

新しい戦闘機やミサイルを共同開発国以外の同盟国や友好国に輸出できるようにすることを検討する。日本が他国と防衛装備を共同開発したときの移転条件も簡素にして協力しやすい態勢とする。

完成品の輸出以外にも国際法違反の侵略を受けた国に装備品を供与する仕組みも調整する。

日本は1976年に三木内閣が「武器輸出移転三原則」を決めて以来、装備品の海外移転を厳しく制約してきた。

安倍晋三政権で防衛装備移転三原則に移行し海外輸出が可能な仕組みを導入した。これまでの輸出実績はフィリピンへのレーダー1件にとどまっていた。



本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.